

庁名 那覇家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付 する場合の金額。郵便切手 で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
成年後見 制度に関 する審判	後見開始	2	2				12	2				5	3170円			
	保佐開始	4	2				15	2				5	4500円			
	補助開始	4	2				15	2				5	4500円			
	任意後見監督人選任	2	2				12	2				5	3170円			
	成年後見人(保佐人、補助人)選 任	2	2				10	1				5	2900円			
	成年後見監督人(保佐監督人、 補助監督人)選任												0円			
	成年後見人(保佐人、補助人)辞 任許可	2	2				10	1				5	2900円	辞任・選任同時申立ての場合 500円×2 50円×2 10円×5 合計1150円を加算		
	成年被後見人(被保佐人、被補 助人)の居住用不動産処分許可						1						110円	ただし、権限外行為許可審判書には、売買 契約書等の書面を添付することになるた め、当該引用書面の重さを考慮した追加 郵券を提出する。		
	特別代理人選任(被後見人のた めの)						10						1100円			
	臨時保佐人選任						10						1100円			
	臨時補助人選任						10						1100円			
	成年後見人(保佐人、補助人)の 報酬付与						1						110円			
	成年被後見人(保佐人、補助人)等 の回送嘱託	2						4						1440円	嘱託先が複数の場合、嘱託先が1つ増え るごとに 110円×1を追加	
	成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送嘱託取消し・変更							2						220円	ア、郵便物等の回送を受けている後見人 以外の者が申立てをする場合 500円×2、110円×2 を追加 イ、後見人が複数の場合、後見人が増える ごとに 500円×2、110円×2 を追加 ウ、嘱託先が複数の場合、嘱託先が1つ増 えるごとに 110円×1を追加	
	成年被後見人の死亡後の死体 の火葬又は埋葬に関する契約の 締結その他相続財産の保存に 必要な行為についての許可							1						110円		
保佐人(補助人)への代理権付 与	2	2					10	1				5	2900円			
成年後見人(保佐人、補助人) の解任	2	2					10	1				5	2900円			
行方不明 者に関す る審判	不在者財産管理人選任		5				17	1				5	3720円			
	不在者の財産管理人の権限外 行為許可						1						110円	ただし、権限外行為許可審判書には、売買 契約書等の書面を添付することになるた め、当該引用書面の重さを考慮した追加 郵券を提出する。		
	失踪宣告	2					25	12			10	1	5160円			
親子に関 する審判	未成年後見人選任	2					10	2				5	2250円			
	子の氏の変更許可						1						110円			
	養子縁組許可						10						1100円			
	死後継縁許可	2					10	1				1	2210円			
	特別養子適格の確認	6					12	12			10	3	5750円			
	特別養子縁組の成立	6					12	12			10	3	5750円			
	特別代理人選任(親権者とその 子との利益相反の場合)						10						1100円			
	親権者変更(親権者行方不明 (死亡)等の場合)												0円			
相続に関 する審判	相続の放棄の申述						3						330円			
	相続の限定承認の申述						3						330円			
	相続の承認又は放棄の期間の 伸長						3						330円			
	相続財産清算人の選任						10	2				5	1250円			
	相続財産清算人の権限外行為 許可						1						110円	ただし、権限外行為許可審判書には、売買 契約書等の書面を添付することになるた め、当該引用書面の重さを考慮した追加 郵券を提出する。		
	特別縁故者に対する相続財産 分与	4					10						3100円			
	遺言書の検認						1						110円	合計額欄の金額×当事者数		
	遺言執行者の選任	2					5	1			5	1	1760円			
	遺留分放棄の許可						5						550円			
	遺留分の算定に係る合意の許 可												0円			
	推定相続人の廃除	2					4	1			1	1	1570円	合計額欄の金額×当事者数		
	遺言書の確認	2					4	1			4	1	1630円			
	相続人搜索の公告						3						330円			
保護者選 任に関す る審判	保護者選任						3						330円			
戸籍上の 氏名や性 別の変更 などに関 する審判	氏の変更許可	2					6						1660円	夫婦申立ての場合、500円×2組追加		
	氏の振り仮名の変更許可												0円			
	名の変更許可						3						330円			
	名の振り仮名の変更許可												0円			
	戸籍訂正許可	2					11	1				1	2320円	告知の対象となる事件本人が申立人以外 にいる場合 500円×2 110円×2 合計1220円×人数分を追加		
	性別の取扱いの変更 就籍許可	2					6	1				1	1770円 0円			

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付 する場合の金額。郵便切手 で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
年金分割 の割合を 定める審 判	年金分割の割合を定める審判							7			8	7	930円	4000円	審判申立の場合:左記合計額に500円2組、100円2組、10円2組合計1220円追加
調停事件	調停事件(遺産分割以外)							7			8	7	930円	4000円(当事者双方の合計が3名以上の 場合、1名増えるごとに2000円を加算) ※上記現金の他に、通信用切手相手方1 人につき、110円分	左記合計額を当事者数分
	調停事件(遺産分割)							7			8	7	930円	当事者双方の合計が10名まで1人につき 3000円(当事者双方の合計が11名以上の 場合、1名増えるごとに2000円を加算) ※上記現金の他に、通信用切手相手方1 人につき、110円分	
人事訴訟	人事訴訟	8						10	4	4		10	10	6000円	6000円
	即時抗告(別表第一)	4						4	4	4		10	10	2900円	
	即時抗告(別表第二)	4						10	4	4		10	10	3500円	